

ご契約者様へ

令和5年1月24日からの大雪による災害救助法適用地域への特別措置について

この度の令和5年1月24日からの大雪により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様よりお申し出を頂いた場合、次のとおりのお取り扱いをさせていただきます。

1, 保険金・給付金のご請求について

お申出により、保険金・給付金のご請求にあたり「保険証券」紛失は本人確認をもって省略します。

2, 保険料のお支払いについて

お申出により、保険料の払込猶予期間を最長6か月間延長します。

以上

令和5年1月26日

ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
代表取締役 加藤 市朗